

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設				
税 目	石油石炭税				
要 望 の 内 容	<p>課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税を、石油精製業者に還付する。</p> <table border="1" data-bbox="874 902 1489 996"> <tr> <td data-bbox="874 902 1220 996">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1220 902 1489 996">▲18,500 百万円 (-百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲18,500 百万円 (-百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲18,500 百万円 (-百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p><b>1. 社会保障・税一体改革大綱における位置付け</b> ・ 社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）において、「酒税、たばこ税、石油関係諸税等については、個別間接税を含む価格に消費税が課される国際的な共通ルールを踏まえ、国及び地方の財政状況、<u>課税対象品目を巡る環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、これまでの税制改正大綱で示された方針に沿って、引き続き検討する。</u>」とされている。</p> <p><b>2. 石油製品を巡る環境変化</b> ・ 石油製品を巡る環境変化としては、第一に、国内需要の急速な減少や国内市場における競争の激化等を受けて、石油精製業者等の経営環境が益々悪化する中で、東日本大震災時に明らかになったようにエネルギー供給のラストリゾートとして、原油から石油製品へと精製し、国内の最終消費者に届けるといふ、石油サプライチェーン全体を維持していかなければならないこと。第二に、原油価格が高止まり、家計の大きな圧迫要因となっていることが挙げられる。</p>				

新設・拡充又は延長を必要とする理由

- ・東日本大震災において、石油がエネルギー供給のラストリゾートであり、石油サプライチェーンの重要性があらためて認識された。

石油は、タンクローリー等により機動的な輸送が可能（可搬容易性）、自動車用燃料・暖房用燃料・自家発電用燃料等幅広く利用できる（用途多様性）、低コストで保管できる（貯蔵容易性）といった他のエネルギーよりも優れた利点から、被災地において利用できるエネルギーとして高いニーズがあった（被災地からの物資の支援要請のうち、約29%が石油供給の要請）。こうしたニーズに対応して、製油所における機動的な石油製品の増産、大きな被害を免れた油槽所やSS（サービスステーション）の供給拠点としての利用により、被災地等で必要とされる石油製品を被災者等に供給した。

東日本大震災の発災後早々に被災地への石油供給を開始し（一方で、都市ガスの全面復旧には5月3日、電力の全面復旧には6月18日までの長時間を要している。）、被災地に約1.6万klの石油製品を供給した。その供給先は石油販売業者、病院・避難所、警察・消防・地方自治体・自衛隊等、通信・運輸・マスコミ等と多岐にわたっている。

こうした経験から、今後も災害時において他のエネルギーよりも石油製品のニーズが高いと考えられるので、災害時に石油を迅速に供給できるように、平時から石油サプライチェーン全体を維持していくことが、エネルギー安全保障上重要である。
- ・一方、我が国の石油製品の需要は減少傾向にある。2000年から2011年にかけて石油製品の需要は約2割減少した。また、2010年から2011年にかけても、石油製品（火力発電用燃料であるB・C重油を除く）の需要は引き続き減少しており、東日本大震災以降も需要減少の大きな流れは変わらない。

さらに、中長期的にも石油製品の需要は減少する見込みである。エネルギー基本計画の見直しの中で議論されているエネルギーミックスの各選択肢においても、2030年の石油製品の最終需要は、ガソリンの大幅な需要減少（約6割減少）を中心として、2010年に比べて3割以上減少すると見込まれている。

このように中長期的にも収益が伸びない市場構造の中で、石油精製業者には、平時及び有事において石油製品の安定供給を担うことが期待されている。
- ・また、海外からは安価な石油製品が輸入されていることから、国産の石油製品は価格を引き下げざるを得ない。さらに、アジア地域等に目を転じれば、大規模な生産能力を持つ製油所の新規建設が相次いでおり、国際的にも供給過剰の見通しである（2009年にアジア地域における精製能力（2,800万b/d）は、同地域の需要（2,400万b/d）を上回り、今後もこの傾向が継続する見通し。）。このように、我が国の石油市場は、需要が減少していく中で、アジア地域等から安価な輸入品が瞬く間に輸入される環境にある。現に、近年、国内需要が減少する中、石油製品の国内供給量に占める輸入品の割合は増加傾向にある（2007年14%→2011年19%）。
- ・このように、中長期的にも収益が伸びず、かつ、競争が激しくなっている市場構造の中で、石油精製業者にはエネルギー供給のラストリゾートである石油の安定的な供給が期待されている。石油精製業者が、このような期待に応えるためには、石油精製業者に対する過度な負担を改善することが必要である。

- ・一方、現在の石油石炭税においては、石油製品の原料となる原油に対して課税されているが、その課税対象には、精製プロセスで不可避免的に発生するもので、商品としての価値を有さず、販売できないガス（課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガス）も含まれている。課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスは、石油精製業者の収益源にはならないので、現在の石油石炭税は、石油精製業者に対し過度な負担である。
- ・また、輸入品の石油製品に対しては、石油製品本体のみに石油石炭税が課税されている。なお、諸外国においては非製品ガスに対して課税していない。

### 3. 国民生活への影響

- ・また、消費税率の引き上げは、消費税導入時から石油諸税と単純併課されている石油製品については、個別間接税のない商品に比べて特に負担が重くなる。生活必需品である石油製品への課税額の急上昇を通じて家計への過度な負担も生じる。

### 4. 還付制度の創設

- ・こうしたことから、石油精製業者への過度な負担を改善して、石油精製業者による石油製品の安定供給を図るために、課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設することが必要である。
- ・課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税は、一部、石油販売業者や消費者に転嫁されており、国民負担を軽減する観点からも早急に解消すべき。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
		政策の達成目標	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間
		同上の期間中の達成目標	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給を図る。
	政策目標の達成状況		
有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者数及び適用範囲は全ての石油精製業者（15社※）の見込み。 ※平成24年8月時点の石油精製業者数	

		要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)	石油製品の精製過程において非製品ガスが発生するため、我が国にある全ての石油精製業者（15社）が本措置を利用するものと見込まれる。本措置の適用数が、僅少であったり、特定の者に偏ることはないと考えられる。
相 当 性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本措置は、石油精製業者に対する過度な負担を改善するための必要最低限度の措置である。</li> <li>・石油製品の生産量は予め予測できないため、補助金等の予算で手当てすることは不可能であることから、租税特別措置以外の他の手段での公平な措置は困難である。</li> <li>・本措置により、石油精製業者に還付される石油石炭税は、課税の公平性確保の範囲内にとどまり、必要最低限の措置である。</li> </ul>
事 項  こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの  
要望経緯

—